

第2回 浦添市里浜保全活用促進協議会

議事要旨

日時	平成30年8月28日(火) 14:00 ~ 16:00
場所	浦添市立 中央公民館 3階ホール
議事	1. ガイドライン(案)について
配付資料	・会次第 ・うらそえ里浜の保全・活用ガイドライン(案) ・カーミージー周辺のプレジャーボート及びバーベキューの利用について (うらそえ里浜ネットワーク提供資料) ・水上バイクの問題とローカルルールの概要 ・泥水のカーミージー海域 ・カーミージーのジェットスキー状況_180825
出席団体	(会長) グループエコライフ、(副会長) 沖縄県地球温暖化防止活動推進センター (委員) 港川自治会、港川崎原自治会、うらそえ里浜ネットワーク、那覇港管理組合、浦添宜野湾漁業協同組合、那覇海上保安部、環境省那覇自然環境事務所、沖縄県環境部自然保護課、浦添市観光協会 (浦添市) 西海岸開発課、都市計画課、美らまち推進課、観光振興課
欠席団体	城間自治会、牧港川に清流を取り戻そう委員会
事務局	浦添市環境保全課

■開会

発議者	内 容
会長	開会挨拶。

■内容説明・意見交換

発議者	内 容
事務局	資料「うらそえ里浜の保全・活用ガイドライン(案)」の説明
会長	ガイドラインの取組内容について
事務局	市民ワークショップで出てきた取組内容をふまえ、市が策定するガイドラインとして取捨選択しました。また、追加した内容もあります。今回は“たたき台”としており、今後、関係者にお聞きしながら内容を詰めて行きたいと考えております。
会長	里浜条例についての管理者側のご意見をお聞きしたいと思います。
浦添宜野湾漁業協同組合	里浜条例の理念につきましては賛同します。ただし、漁業権が侵害されないという大前提があります。里浜条例のかかる区域については、あまり活発ではなく、漁業者とのトラブルもあまりないのではと考

	えております。なお、今後、漁業権に関わる内容について協議する際は、浦添宜野湾漁協、那覇市沿岸漁協、那覇地区漁協の3組合と協議する必要があります。
会長	里浜条例の区域はどの地域になりますか？
事務局	具体的な保全・活用する区域は、カーミージー周辺の海岸及び海域と考えております。
浦添宜野湾漁業協同組合	ガイドライン(案)のP.5「これからも海の恵みを食べたい。そのために」中の取組内容について、モズクは採ることができません。また、アーサにつきましては、食用のアオサ(ヒトエグサ)と食用でないアオサがあります。そのような認識を共有する必要があると思います。
会長	現状でオーバーユースになっているのでしょうか？
港川自治会 うらそえ里浜ネットワーク	現状では、オーバーユースになっているかわかりません。 ただし、アーサの採れる時期を過ぎてから、西海岸道路が開通しており、今後、アーサの採れる時期になるとオーバーユースになる可能性はあり、そのための対応策を検討する必要があると思います。
会長	「食べられる分」というのは適切でしょうか？
事務局	検討します。
会長	海のレジャー等について規制する法律等はあるのでしょうか？
事務局	資料「カーミージー周辺のプレジャーボート及びバーベキューの利用について」の説明 「沖縄県迷惑行為防止条例」、「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例・条例施行規則」及び「浦添市空き缶・吸い殻等のポイ捨て防止による環境美化促進条例」で規制する内容があり、ホームページ等で周知したいと考えております。
会長	カヌー等の利用でトラブルや事例はないのでしょうか？
うらそえ里浜ネットワーク	東村では、ローカルルールかもしれませんが、動力船の乗り入れは原則禁止となっております。玉城の奥武島では、モズク業者の網をジェットスキーが破るというトラブルがあり、ジェットスキーの乗り入れ禁止の看板が立っております。動力船の乗り入れ禁止は条例やガイドライン等で謳った方が良いと思います。
港川自治会	資料「カーミージーのジェットスキー状況_180825」の説明 サンゴ植付をカヌーで行う予定でしたが、レジャーボートが出入りしていて支障が出た。
うらそえ里浜ネットワーク	資料「水上バイクの問題とローカルルールの概要」の説明 宜野湾マリーナから出た水上オートバイについては、バナナボート等の引き物の渡航はできないため、指導できると思います。 遊泳者とのすみ分けが必要だと思います。

会長	先進地の事例を参考に、遊泳者とのすみ分けをするための規制をする必要があると思います。もし、ガイドライン等で規制した場合、その規制を管理するとはどこになるのでしょうか？
那覇港管理組合	港湾区域において水上バイク等の利用を把握しておりませんが、港湾関係者の活動に支障がない限り規制等を行うことは難しいと考えます。 ※港湾区域内の水域である航路等を占有する者に対して、港湾用途が阻害され、他の利用に支障を生じないように規制することはできますが、区域外については規制することができません。
会長	里浜はそこに生活していた人たちが生活の場や憩いの場として使うという概念であり、レジャー等の利用はその後に考えて行く事だと考えられるため、規制することをおある程度考えて行く必要があるのではないかと思います。 トイレの整備につきましてはどのようなになっていますか？
事務局	現在、仮設トイレを設置しております。
浦添宜野湾漁業協同組合	マリンジェットは、浜から降ろせないのでしょうか？
事務局	降ろせません。
浦添宜野湾漁業協同組合	マリンジェットは人が乗り降りする場所があるから来ると思います。以前、宜野湾漁港でも漁業者とトラブルがありました。原因として、立入禁止区域の浜があり、浜に行けない措置をすることでトラブルはなくなりました。よって、浜にマリンジェット業者の営業行為をさせないようにすることや利用者を乗せないような措置を行えば、トラブルはなくなると思います。おそらく、宜野湾マリーナと宇地泊の船溜まり（中部土木事務所管理）から来ていると思いますので、その陸上側から規制ができれば減るのではないかと思います。 また、公園整備での条例等で規制ができれば良いのではないかと思います。海水浴場としてクラゲネット等のブイを入れて浜に乗り降りできないようにするとともに良いと思います。
港川自治会	トンネルから車を乗り入れてジェットスキーに利用していることを確認しています。里浜はこれまで、市民が遊泳として利用しており、今後も利用していく事が増えると思います。ジェットスキーの利用等で市民の遊泳へのトラブルを避けるようにする必要があると思います。
会長	環境資源として、観光の利活用はどのように考えていますか。
浦添市観光協会	ガイドを募って、自然体験ツアーを展開して行きたいと考えておりますが、具体的なプランについては今後検討して行きたいと考えています。里浜ネットワーク（鹿谷さん）や港川自治会と連携して取り組んで行きます。市の景観条例や里浜条例を踏まえて観光として利活用して行きたいと考えています。

港川自治会	資料「泥水のカーミージー海域」の説明。カーミージー周辺の海が泥水で汚れている状況がありました。原因として、近隣の建設工事等からの汚泥ではないかと考えられ、最近の大雨時にも似たような現象が見られました。綺麗な海を守るためにも対応をお願いしたい。
事務局	自治会長からの問合せを受け、すぐに公害担当と現場確認しました。大規模な建設工事に係る土砂の管理は沖縄県になりますが、その立入調査に関しては環境保全課で実施することはできますので、今後、県と連携しながらしっかり監視してまいります。
副会長	ガイドライン(案)P.3「目指すのは、人と自然が共生する」という所で、「人が自然と共生する」ではないかと思います。人は意思を持ったものとして考えられますが、自然はどうなのかと思います。
事務局	内容を精査したいと思います。
うらそえ里浜ネットワーク	西海岸道路ができてから日々利用者が増えてきており、環境に負荷を与えており、今後、事故があるかもしれません。環境保全課でパトロールはしていると思いますが、今後管理体制を強化して行く必要があると思います。なお、市だけではなく協議会やいろんな方が関わって実効性のあるものにしていかないといけないと思います。
会長	浜で何か事故があった時の責任の所在はどうなるのでしょうか。
事務局	カーミージー周辺の海岸の管理は、沖縄県(実際の事務は中部土木事務所)になりますが、個々のトラブルに関しては自己責任になります。ただし、個々のトラブルをできるだけ少なくするために、ジェットスキーの利用者を制限する措置等について、海岸管理者等と協議して行きます。
会長	ジェットスキーの利用を制限する看板やトンネルで車の通行を禁止する看板等の設置はできると思います。保全しなければ活用もできないと思います。そのためには理念条例やガイドラインであっても、ある程度、規制する概念は入れ込んで行く必要があると思います。
副会長	「共生」という考え方につながると思います。
港川崎原自治会	カーミージー周辺の地域としては、里浜活動が地域に悪影響を及ぼすことがあることも考慮していただきたいと思います。例えば、里浜活動に伴い、利用が増えることにより路上駐車が増える事や、トンネルがたまり場にならないか懸念しております。
港川自治会	以前、カーミージーに渡るための里道がありました。西海岸道路を整備するにあたり、トンネルとしての形態になった経緯があります。そのトンネルの管理については、里浜としてのまちづくりとして活かすために鍵付きになったと聞いています。これまで、拠点施設等でまちづくりに活かしてほしいと要望している中で、無秩序な利活用が先行してしまっている状況になっています。

会長	企画部に相談してほしいが、里浜をまちづくりとして活かせるようなプランを考えていただきたいと思います。
沖縄県自然保護課	第1回協議会の中でガイドラインを作る早い段階から学識経験者を入れてほしいと話した件はどうなっているのでしょうか。モニタリング調査をして行く上でも必要ではないかと考えています。また、環境教育という観点から教育委員会や学校関係者を入れる必要もあると思います。
事務局	協議会にご参加いただけるよう依頼する予定です。
環境省那覇自然環境事務所	環境省では平成28年4月に浦添市・宜野湾市の海岸については、生物多様性の観点から重要度の高い海域(重要海域)として選定しております。なお、カーミージー周辺の海岸は都市部の海岸であることから保全及び適切な利用を考えて行く必要があると思います。国立公園で利用規制をしているのは全国で2箇所しかなく、法律上での規制はかなり難しいと思います。海水浴場等で水上スキー、ダイビング利用等の利用規制については、利用する側、地域の方、行政関係者で構成する協議会で地域ルールを作って、遊泳者と水上スキーが使うようなゾーニングしている例が他の自治体ではよくあります。なお、都市公園については、駐車料金を取って維持管理にあてたり、利用者の規制を行っている所もあります。また、モニタリングにつきましては、生き物調査を専門家と市民と一緒に調査して環境学習と兼ねながら調査するというのも良いと思います。
沖縄県自然保護課	ガイドラインを作成して行く上で、ツアー関係者とルールを作って、県知事が認定する「保全利用協定」がありますので、ご活用いただけると良いと思います。
那覇海上保安部	現在、法令・条例等に基づいて海上の取り締まりを行っております。里浜条例の考え方につきましては賛同しておりますので、今後、協力体制を構築しながら協力して行きたいと考えております。
浦添宜野湾漁業協同組合	西海岸道路が開通してから密猟が増えてきており、漁業権者が告訴し、海上保安部に取り締まっています。どの程度で告訴するかは線引きが難しいと考えておりますが、明確にするために検討して行く必要があると思います。
うらそえ里浜ネットワーク	里浜条例、海浜公園整備計画、西海岸の跡地利用計画、及び観光振興計画でのカーミージー周辺の利活用計画はありますが、それらの施策をとりまとめる市としての考え方(マスタープラン)が必要だと思います。
会長	西海岸開発(保全も含む)の計画図は協議会に提供できますか。
西海岸開発課	提供できます。

美らまち推進課	今年度は海浜公園とその拠点施設について基本設計を行いますので、意見交換を図りたいと考えており、ある程度の図面ができた段階では協議会に提供できます。
事務局	モニタリングにつきましては、条例の市の施策として掲げていることから次年度以降、定期的に環境調査の専門業者に依頼して調査して行きたいと考えております。
うらそえ里浜ネットワーク	カーミージーをまだ知らない方が多いので、協議会や環境保全の取組をもっと周知して行く必要があると思います。
事務局	協議会委員のみなさまにはたくさんのご意見をいただき感謝しております。この協議会の活発なご意見を広く市民及び県民等に周知するため、協議会の開催状況をホームページ等で公表してもよろしいでしょうか。また、メディアからの問合せもあり、傍聴や取材を受けてもよろしいでしょうか。
委員	了承
うらそえ里浜ネットワーク	環境保全も含めて、事故がないようにしてほしいです。観光客も増えて来て、漁業権を犯している人もきているとのことですので、そのようなことがないようにしていただきたいです。カヌー・SUPをとおして、里浜の活用をサポートし、地域に貢献したいと考えておりますので、よろしくお願いします。
会長	磯釣りに関しては問題ないでしょうか？
浦添宜野湾漁業協同組合	特に問題ありません。沖縄県水産課のホームページの「漁業権」に関するところで、子供向けのわかりやすいパンフレットがあります。その内容について、看板に明記して頂けたらと思います。
副会長	人間が自然の中で生きて行く上で、食(食べる、飲む)は、究極の“共生”だと思います。ただし、食しすぎてしまうと資源は枯渇してしまいます。よって、どのようにルール作りするかが究極の”共生“のあり方だと思います。採っているもの採ってはいけないうものがありますが、食に限っては「地元優先」にした方が良くと思います。
会長	「入合権」と「遊び権」は違うと考えられます。 ガイドライン(案)につきましては、気になる点があると思いますので、メール等で事務局にご連絡いただけたらと思います。

■次回開催等について

発議者	内 容
会長	今後、この協議会はどのような段取りで進めて行くのでしょうか？
事務局	ガイドライン案の取りまとめとして10月頃を予定しており、この協議会

	の意見を反映して、環境審議会で審議し、公表して行く予定です。 その後、ガイドラインの進捗管理として年次報告書を取りまとめ、本協議会で進捗状況の確認をしていただき、改善に向けた取組を実施して行きます。
会長	次の協議会は10月頃に開催するとのことですが、気になる点があれば協議会の場でなくても事務局にご連絡いただければと思います。

■閉会

発議者	内 容
副会長	閉会挨拶